



障害者の孤立・虐待の実態把握と対策

研究代表者：大村 美保（筑波大学人間系）

共同研究者：相馬 大祐（福井県立大学）

野村 政子（東都大学）

河合 高鋭（鶴見大学短期大学部）

吉原 徹（古河市）

1) 研究期間

短期集中型（2020年5月～10月）

2) 応募時の目的・目標・達成イメージなど

障害児者は、入浴・食事・排泄・移動・コミュニケーションや社会への参加といった人間の基本的な活動を維持するため、教育や社会サービスを受けることで、基本的人権としての精神的自由、解放、固有の尊厳の維持を行っています。しかし、COVID-19 流行拡大防止策としての物理的距離の確保や移動・接触の制限等により社会的孤立や虐待を受けるリスクが高まるなどの影響があることが予測されていました。この研究は、社会内の脆弱なグループの一つである障害者について、社会的孤立と虐待の発生状況を把握して COVID-19 の社会的インパクトを測定することが目的です。地域におけるグッドプラクティスの把握を併せて行うことにより、新興感染症下での脆弱なグループの保護に関するスタンダードの形成に貢献したいと考えました。

3) 本プログラムで実施した研究の内容と成果

本研究は3つの調査により構成されます。1) 全国の児童相談所（都道府県レベル）と要保護児童対策地域協議会（基礎自治体レベル、人口10万人以上）に対して行った児童虐待に関する研究、2) 特別支援学校に対して行なった児童虐待に関する研究、3) 障害保健福祉担当部局（基礎自治体レベル、人口10万人以上）に対して行った養護者による障害者虐待に関する研究です。

虐待の発生

新型コロナウイルス感染症流行に伴う物理的距離の確保や移動・接触の制限の影響を受け、家庭内での虐待の発生のしやすさに関する認識は、「虐待が発生しやすい」54.5%、「虐待が発生しづらい」45.5%でした。「虐待が発生しやすい」という回答は要保護児童対策地域協議会が有意に高く、障害保健福祉担当部局が有意に低いことが統計的に明らかにされました。

虐待の発見

新型コロナウイルス感染症流行に伴う物理的距離の確保や移動・接触の制限の影響を受け、家庭内での虐待の発見のしやすさに関する認識は、「虐待が発見しやすい」2.2%、「虐待発見に変化はない」49.8%、「虐待が発見しづらい」48.0%でした。「虐待が発見しづらい」という回答は要保護児童対策地域協議会が有意に高く、障害保健福祉担当部局が有意に低いことが統計的に明らかにされました。



《虐待の発生や発見に関わる理由や状況》

児童相談所・要保護児童対策地域協議会：テレワークや失業、経済的な不安など親の社会環境の変化や休校による子どもの在宅時間の増加によってもともとあった脆弱性が顕在化した／外部と接触回数が減ったことで保護者のストレスがなくなり落ち着いたという家庭や、コロナによって命の危険にさらされ緊張感が高く、親子仲が悪くなかった家庭もある／放課後等 DS、短期入所の閉鎖により保護者のレスパイトが難しい状態／学校や保育所等の日常的な見守り機能が低下していることから、発見・対応の遅れなど児童虐待の潜在化が課題／泣き声通告、怒鳴り声通告、テレワークにより子どもが公園等の外へ出されているなど地域からの通告あり／緊急事態宣言の間は虐待に関する相談や通告が少なく、学校が再開すると増加／休校中のスマホ・ゲーム依存による親子間トラブルあり／虐待対応では、保護者が家庭訪問・所内面接など担当ワーカーとの接触を拒否するケースがあり、目視での安全確認がしづらく対応上の困難さがある

特別支援学校：多くの児童・生徒が放課後等デイサービスを利用しているため、休校中も児童生徒が家庭にいる時間が極端に増えることがなかった／休校中、短いスパンで家庭との連絡を行い、児童生徒の状況を確認した中で、虐待の様子は見られなかった／登校した際に児童の外傷に気付き、市の虐待対応課に連絡。虐待対応課が事実確認し、課の職員と保護者が面談。その後、ケース会議を実施した

相談支援事業所：通報件数に特段の変化がない／障害福祉サービスの利用が制限されることで、在宅の機会が多く養護者による介護の負担が増える／通所系福祉サービスの規模縮小もしくは一時閉鎖や、短期入所の受入れ停止に伴い、障害者が在宅となる時間が増え、養護者の負担が増加した。また、上記状況により在宅の支援を調整しようとしても、障害特性による導入の困難さや養護者の拒否、支援者の確保が困難な状況等により、負担軽減を図ることが困難な状況が見られた／コロナ禍においても関係する障害福祉サービス事業所が適切な対応をしている

相談対応件数

2019年6月1ヶ月間の児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における虐待相談対応件数は、前年比1.09倍でした。障害児の被虐待件数は前年と変化がありませんでした。また、養護者による障害者虐待件数は、2020年2月～4月では2019年の同時期に比べて多く、2020年5月～6月では2019年の同時期に比べて少ないという結果でした。

障害福祉サービスの利用に関する影響

障害福祉サービスの利用に関する COVID-19 の影響は以下のとおりでした。

- 障害者に必要なサービス量が確保できない：
「あり」43.7%、「なし」47.5%、「わからない」8.7%
- 人員・設備・運営上の理由で事業所のサービス提供体制の影響：
「あり」51.7%、「なし」33.0%、「わからない」15.5%

在宅一人暮らしの障害者等への訪問や電話相談等による見守り

厚生労働省が都道府県障害福祉所管課に対して在宅一人暮らしの障害者等への訪問や電話相談等による見守りを行うよう示していますが、その実施状況は以下のとおりでした（複数回答可）。

「市町村が自ら実施」5自治体、「相談支援事業所に委託」13自治体、「その他」23自治体
「その他」内訳



相談支援事業所の判断により適宜実施／相談支援事業所で必要と思われる対象者に訪問や電話相談等、必要な支援をお願いした／今後、障害者基幹相談支援センターに委託して実施予定／相談支援事業所による安否確認に対する補助（予定）／通所を自粛中の利用者には通所先施設が実施

グッドプラクティス

養護者による障害者虐待の早期発見、養護者支援による事前的改善、障害者や家族の孤立防止などの予防的対応のグッドプラクティスは主に以下の3点に分類されました、

- **COVID-19 下での特別な対応**：一部の養護者に対して手指消毒薬配布や養護者が感染した場合に備えて、という目的で状況把握を行う中で、養護者より「こうして気にかけてもらえて、忘れられていないことがわかって嬉しい」との言葉がきかれた。孤立防止につながる取組であった／選定方法は、ケース担当者判断。コロナによる心理的ストレスを軽減するという点で、訪問、電話は一定の効果があった／職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、在宅サービスの提供が困難となった事例に対し、相談支援事業所が適切な支援を行うことができた。安否確認により障害児者とその家族の安心を確保できた／重度訪問介護利用者に対して、相談支援事業所から、生活状況の確認を行った。生活状況に大きな変化は見られなかった／令和2年4月以降のサービス利用がない・極端に少ない者を抽出し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため在宅での生活を強いられている可能性のある者と想定。関係機関へのつなぎ、生活支援等の助言、状態悪化の防止等の支援を実施／
- **ケアマネジメント**：新型コロナ関係なく、障害者等から相談があれば適宜直営・委託の相談員が訪問や電話相談等の対応をしている。障害福祉サービスを利用している方については、特定相談支援事業所がモニタリングを行い、状況把握や必要な支援について相談対応を実施。通所施設が在宅支援に切りかえた時期は、課題を出したり、電話による相談等を実施し、利用者や家族の状況把握を行った／大きなトラブルなく推移しているのは、相談支援事業所ほか、各サービス事業所の尽力によるものと感じている／コロナ対策に特化した見守り等は実施していない。通常時からサービス事業者や訪問看護、市担当部署と連携して見守り体制をとっている／
- **普段の生活からの備え**：地域生活支援拠点の機能の一環として直近5年程度以外に現在の生活が維持出来なくなると予想される高齢の養護者と同居している知的障害者に対してアウトリーチを実施し、生活状況の把握を行い「親なき後」に備えた情報収集を行っている／平常時より、虐待防止センターが実施する出前研修において、災害等有事の際にリスクが高まることやその対応について教示されている／地域の民生委員や相談支援事業所、その他各種関係機関と連携して少しでも気になる方が居る場合は相談していただく／サービスに結び付いていないケースや困難ケース等は地域生活支援拠点事業所と連携している／自立支援協議会や関係者会議等を通して支援者同士が気になるケースの情報を共有しておく／新型コロナウイルス感染症流行に伴った活動ではないが、以前より孤立化防止の取組みを実施している。この取組みでは、主に療育手帳を所持し、かつ福祉サービスにつながっていない方を対象に「アンケート送付」や「訪問」を実施している。約9割の療育手帳所持者と何らかの接触ができた

考察と今後の方向性

- 休校、親が在宅であることによる家庭内の凝集性の高さにより、一般児童の虐待相談が前年度に比べて増加しているといえます。相談や通告は緊急事態宣言中に少なく、学校再開後に増加



傾向。一方で、障害児については国の指針と事業所の努力により児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が維持できており、虐待発生に顕著な影響はなかったと考えられます

- 休校中は虐待を発見しやすい立場にある学校からの虐待通告や相談が機能しづらいため、学校はリスクの高い世帯について継続的なモニターを行うとともに、登校日などの機会に児童・生徒を注意深く観察する必要があります。地域からの虐待相談・通告は虐待発見の重要な機会となるため、相談・通告に関する心理的障壁を除去するための啓発が求められます
- 障害福祉サービスの利用に関する影響はありましたが限定的であり、サービス利用が維持されるか、通所事業所による見守り、相談支援事業所によるケアマネジメントの一貫としての動向把握が機能していました。基礎自治体の中には、COVID-19による特別な予防的対応を行う例もあり、次のパンデミック時の参考となります。地域生活支援拠点や基幹相談支援センター、民生委員等を活用した、地域生活におけるリスクの高い人を対象とした普段からの予防的対応がCOVID-19禍で機能した基礎自治体も複数ありました。
- 児童相談所及び要保護児童対策地域協議会の89.5%では、システム上、障害児虐待の件数をカウントする仕組みがなく、手作業で件数を抽出していました。障害は被虐待リスクを上昇させることが複数の先行研究で示されています。障害のある子どもの虐待に関する実態把握の仕組みを整え、対応の評価と効果的な在り方の検討を実践レベルで行う必要があります

4) 研究業績・研究広報

論文投稿後に発信予定

5) 最新の成果・情報

筑波大学「知」活用プログラムウェブサイト>大村 美保

https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight_covid19/omura/

インタビュー記事

https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight_covid19_interview/omura/